

墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）
新旧対照表

第1条による改正（墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年墨田区条例第17号））

改 正 案	現 行																								
（期末手当） 第6条 〔略〕 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職、失職又は死亡の日現在）における別表に定めるその者の議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の186、12月に支給する場合においては100分の202を乗じて得た額に、基準日以前6月以内におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 表 〔略〕 3 〔略〕 別表 <table><tr><th>区 分</th><th>議員報酬の月額</th></tr><tr><td>議 長</td><td>949,000円</td></tr><tr><td>副 議 長</td><td>815,000円</td></tr><tr><td>委員会委員長</td><td>674,000円</td></tr><tr><td>同 副委員長</td><td>650,000円</td></tr><tr><td>その他の議員</td><td>631,000円</td></tr></table> 備考 〔略〕	区 分	議員報酬の月額	議 長	949,000円	副 議 長	815,000円	委員会委員長	674,000円	同 副委員長	650,000円	その他の議員	631,000円	〔同左〕 第6条 〔略〕 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職、失職又は死亡の日現在）における別表に定めるその者の議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に100分の186を乗じて得た額に、基準日以前6月以内におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 表 〔略〕 3 〔略〕 別表 <table><tr><th>区 分</th><th>議員報酬の月額</th></tr><tr><td>議 長</td><td>922,000円</td></tr><tr><td>副 議 長</td><td>792,000円</td></tr><tr><td>委員会委員長</td><td>655,000円</td></tr><tr><td>同 副委員長</td><td>632,000円</td></tr><tr><td>その他の議員</td><td>613,000円</td></tr></table> 備考 〔略〕	区 分	議員報酬の月額	議 長	922,000円	副 議 長	792,000円	委員会委員長	655,000円	同 副委員長	632,000円	その他の議員	613,000円
区 分	議員報酬の月額																								
議 長	949,000円																								
副 議 長	815,000円																								
委員会委員長	674,000円																								
同 副委員長	650,000円																								
その他の議員	631,000円																								
区 分	議員報酬の月額																								
議 長	922,000円																								
副 議 長	792,000円																								
委員会委員長	655,000円																								
同 副委員長	632,000円																								
その他の議員	613,000円																								

第2条による改正（墨田区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例）

改 正 案	第1条による改正後
（期末手当） 第6条 〔略〕 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職、失職又は死亡の日現在）における別表に定めるその者の議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に100分の194を乗じて得た額	〔同左〕 第6条 〔略〕 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職、失職又は死亡の日現在）における別表に定めるその者の議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては

に、基準日以前6月以内におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 表 〔略〕 3 〔略〕	<u>100分の186、12月に支給する場合においては100分の202</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 表 〔略〕 3 〔略〕
--	--

付 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定（別表の改正規定を除く。） 公布の日
- (2) 第1条中別表の改正規定 令和6年12月1日
- (3) 第2条の規定 令和7年4月1日